

＜中央銀行パネル＞

中央銀行の独立性をめぐる環境変化と日本銀行

大阪経済大学 高橋 亘

＜報告要旨＞

20年前、日本・英国では独立性を強化した中央銀行法が施行され、欧州でも独立性の高い欧州中央銀行が発足し、これらでは「物価の安定」が金融政策の目的として明定された。これに先立ち、多くの国でインフレーションターゲットイングが採用されたが、これは主にインフレ率の抑制を念頭にしたものであった。爾来20年、中央銀行の独立性を巡る環境には変化がみられる。主な変化としては、①インフレからデフレ的な環境へ、②均衡財政から財政従属（Fiscal Dominance）状況へ、③銀行監督機能の分離から金融安定化策（Macroprudence）の担い手へ、④非伝統的な金融政策の採用により、ルールから裁量的な政策運営へなどがあげられ、政府との協調が重視され、中央銀行の独立性への意識も薄れる状況であるように窺える。これには、中銀の独立性を支持する従来の経済モデルがインフレの抑制を念頭にし、今日のデフレ的状况では有用性が疑われるとの事情もある。

それでは中央銀行の独立性は意義を失なったのだろうか。20年前に立ち返ると、中央銀行の独立性の背景には、英国では政治に影響された近視眼的な政策運営が経済を不安定化させたとの反省があった。またわが国でもバブル経済を招来した政治に影響を受けたプラザ合意以降の政策への反省があった。こうした趣旨を踏まえれば、中央銀行の独立性は、狭くはインフレの抑制・物価の安定を目的とするものであるが、広くは非政治的な立場、中長期的な視点からの時間整合的な政策運営などを目的とするものと考えられる。いま必要なのはこの再確認による運用と経済学では独立性モデルの再構築であろう。

日本銀行の場合、法律改正は反大蔵省という政治状況のなかで行われ、政治の側で日本銀行の独立性の尊重が薄いという不幸な出自があった。このため民主的なコントロールを名目として、従来の慣行や不文律を破るかたちで明示・黙示の人事権（任命権）や時に法改正を盾にした政治的な圧力が加えられてきた。これには日本銀行側でも、政治に対峙できる一貫した政策運営をなかなか確立できないことが、政治の介入を招いたという側面もある。制度的には、日銀法23条の任命権には「非政治的であるべきポストを政治が任命する」という矛盾が存在する。またそもそも中央銀行とは「パーティーの最中にパンチボールを下げる」という非民主的側面をもつ存在であり、政治は独立性のもつ非政治性等を尊重し、本来そのコントロールは第三者による検証などの事後的なアカウンタビリティを通じてなされるべきであろう。そのためには、本学会等の場で学界出身の役員経験者等が自らの実績の質疑に応じることも一案である。日本銀行の独立性のためには独立性の趣旨・性格の再認識とそれにふさわしい政策の枠組みの確立、積極的なアカウンタビリティが必要である。